

ホテル火災を踏まえた課題	今後の対応方策（実施済を含む）
立入検査体制について	
<p>査察実施計画の改善</p> <p>○年度査察計画の作成に当たっては、火災予防査察規程に定める査察執行基準に基づき計画することが全署所統一的行われていなかった。</p> <p>○年度査察計画の作成に当たっては、前回査察実施日を考慮して計画されていない場合があった。</p> <p>○査察計画に基づく月別の査察執行状況は、局及び署において、把握・検証されておらず、また実施計画の見直しも図られていなかった。</p> <p>○各署所が作成する年度及び月別の査察実施計画及び査察執行状況は査察種別毎の件数のみであるため、対象物データを基にした長期間査察未実施等の個々の査察状況は、署において把握されておらず、また、消防局においてもチェック機能は果たされていなかった。</p>	<p>●査察対象物の計画作成時において、火災予防査察規程に定める査察執行基準の遵守について通知した。</p> <p>●査察対象物の計画作成時において、全ての防火対象物データから前回査察実施日を基に作成するようルール化し、長期間査察実施漏れ防止の対策を行った。</p> <p>●査察実施漏れを防止するため、月別の査察実施計画の中で、具体的な対象物名と担当査察員を明確に示し、責任体制を明確にした。</p> <p>●各署所が作成した年度及び月別査察計画並びに毎月の査察執行状況について、消防局及び署所の複数の視点から確認する体制とした。（平成24年9月から実施）</p> <p>また、予防査察規程に定める査察の実施頻度を満たしていない対象物については、査察実施予定年月日を入力し、査察実施後は、査察実施年月日を入力して、局と署の相互で未査察防火対象物を把握できる体制とした。</p>
<p>火災危険を考慮した立入検査</p> <p>○火災予防査察規程においては、火災が発生した場合の危険性が高いと考えられる防火対象物や、火災予防上の対応の必要性が高い防火対象物、防火対象物の用途、規模、収容人員等を考慮し、1種から6種に分け、それぞれの種別に応じて査察の頻度を定めているが、これらの火災危険性の高い対象物において長期間立入検査が未実施の対象物があった。</p> <p>○査察の着眼点や判断基準が、査察員の経験則によるものであり、統一した基準等がなかった。</p>	<p>●年度査察計画（定期査察）は、火災予防査察規程に定める査察執行基準を遵守するよう通知するとともに、火災危険性の高い対象物を優先的に実施することとした。</p> <p>●定期査察へ消防法令に建築基準法令3項目（建築構造、防火区画及び階段）を加えた「公表制度に伴う査察」（査察の結果、法令基準に適合していると認められた防火対象物については、福山地区消防組合等のホームページ上で公表する。）を盛り込むとともに、別に「特別査察」として「小規模社会福祉施設への査察」を新たに実施する。</p> <p>●火災予防査察チェック表を作成し、署所間における査察実施の判断基準を統一した。</p>
<p>立入検査体制</p>	<p>●消防局に予防・査察担当次長を新たに設置、また予防課員及び各署予防係員を1名増員し、査察体制の強化を図るとともに、消防局において、各署所の査察計画の作成状況及び進捗状況を確認・検証している。</p>

ホテル火災を踏まえた福山地区消防組合消防局の対応概要

<p>の強化</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●組織的に立入検査の実施の効率化を図るため、予防係員の指導により警防係員が現地研修と座学を並行して行うなど、警防係員のレベルアップを図り、警防係員の立入検査の範囲を拡大していくこととした。 ●新たに、特別査察として平成25年度火災予防重点施策である小規模社会福祉施設査察を取り入れることから、定期査察に対する警防係員の出向比率を従前よりも高くし、本部全体の査察体制を強化した。
<p>違反是正体制について</p>		
<p>是正指導方法の改善</p>	<p>○違反対象物に対して、これまでは立入検査結果通知書の交付による指導にとどまり、所有者等の自発的な改善に期待し、継続した是正への取組がなされていなかった。</p> <p>○改善が特に必要な違反対象物に関しては、改善計画書の提出を求め、改善の取り組みを実施していたが効果的な是正が図られていなかった。</p> <p>○これまで、査察時の指導方法が職員によって異なっており、消防計画作成・変更や消防訓練未実施を改善指導する際、実効性のある指導が不十分であった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●5項イ（5項イを含む16項イ）に対する緊急査察を実施し、違反対象物の所有者等に対して改善計画書の提出を求め、是正の履行状況を毎月追跡確認するとともに、各署所が関係者に対する継続的な指導を行った結果、当初76施設あった違反対象物が、残り3施設となった。（平成25年3月18日現在） ●緊急査察の中で確認できた特に是正に対して問題のある対象物に対しては、改善計画書の提出を求めることに加え、今後の対応を見据える上で、質問調書の作成、実況見分調書の作成を行うようにした。 ●平成25年度に実施する「小規模社会福祉施設への特別査察」においても、改善が特に必要な対象物事案に関しては、緊急査察と同様の対応を行い、継続的効果的な是正指導と、今後の対応を見据える上での対処を図ることとしている。 ●査察時の指導方法が、職員によって異なることがないように、また、対応が困難な対象物関係者に対して実効性のある指導が行えるよう、具体的な手順等を示した消防計画作成マニュアルや消防訓練マニュアルを作成した。
<p>公平性の審査</p>	<p>○違反対象物に対して、これまでは立入検査結果通知書の交付による指導にとどまり、法的な手段を踏まえた違反是正は行えていなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●再三の是正指導を行っても効果の無い違反対象物については、火災予防上の危険性を総合的に判断し、消防法上与えられた権限をもって厳格に対応することとする。 <p>また、行政処分の妥当性・公平性への意見を求める公平性審議機関を消防組合に設置する。 （構成メンバーは、消防部局以外に建築部局及び市長部局総務部門（訴訟担当）も参画予定）</p>

ホテル火災を踏まえた福山地区消防組合消防局の対応概要

関係機関との連携強化について	
<p>○従来から個別事案に対してはその都度関係部局と情報の共有を図り、連携について協議してきたが、今回の事案を受け、より密接に組織的に連携する方策が必要である。</p>	<p>●消防部局、建築部局及び保健福祉部局で構成する連絡会議を設置し、個別事案のみならず、定期的な連絡調整及び情報共有を図り、密接な連携のもと協力して、火災予防査察や違反是正指導を実施することとした。</p>
市民への周知について	
<p>○今回の火災を踏まえて、安全な建物について、住民へ情報提供する必要がある。</p>	<p>●消防局と建築部局が連携し、消防と建築の関係法令に適合した防火対象物をホームページ上で掲載する公表制度を実施し、安全な建物について住民へ情報提供を行う。</p> <p>なお、ホームページへの掲載開始については、関係者への周知期間や、建築部局との合同査察の実施、該当対象物の公平性などを勘案して、来年度から掲載する予定。</p>